

# コンプライアンス

お客様から信頼され社会への責任を果たしていくために、コンプライアンスを最優先する組織・風土づくりを進めています

## 全従業員共通の価値軸を示した「企業倫理綱領」

企業理念を実現し、社会への責任を果たしていくための基本は、社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先する組織・風土をもつことだと考えています。従来からサントリーグループは「お客様の満足」を第一に、さまざまな自主基準の設定や、お客様相談窓口の設置など、社会的責任を果たしていくための取り組みに注力してきました。

そして2003年、全従業員があらためて企業活動のあり方を確認し、共通の価値軸で業務を推進できるよう「企業倫理綱領」を制定。この綱領に基づいて、グループの全役員・従業員が常に高い倫理観に裏打ちされた意思決定や行動を徹底するとともに、お客様をはじめとするステークホルダーと常に対話しながら改善を続けていくことが大切だと認識しています。

## 現場に根ざした推進体制

グループ横断的な視点からコンプライアンス体制を構築・運用していくために、サントリーは2003年に専門部署「コンプライアンス推進部」を設置しました。あわせて、コンプライアンス推進部を事務局とし、担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しています。

同委員会は、グループのコンプライアンス経営に関わる方針決定をはじめ、推進体制のモニタリングや、万一、違反行為があった場合の調査および是正措置の実施を担います。コンプライアンス推進部は、方針に沿った具体的な諸施策の立案・実施や各職場での現状把握、課題に対する提言・助言などを担います。

また、全職場に「コンプライアンス・

リーダー」をおき、各職場でコンプライアンスの周知徹底や諸施策を実施しています。一方、主要部門や国内外のグループ会社には「コンプライアンス

推進責任者」をおき、それぞれの課題に対応した独自の行動指針を策定・周知するなど、主体的な推進活動を行っています。

### サントリーグループ企業倫理綱領（2003年制定）抜粋

この綱領は、サントリーグループが社会の信頼を得るために私たち役員および従業員一人ひとりが、サントリーグループの企業理念を共通の志として事業に邁進するべく、企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値を「倫理憲章」として定め、これを誠実に実践するための行動基準を「行動規範」として制定したものです。

#### I. サントリーグループの企業理念

「人と自然と響きあう」

#### II. 企業倫理憲章

サントリーグループで働く私たちは、上記の企業理念を胸に刻み、下記の倫理的価値を遵守して、担当業務に邁進します。

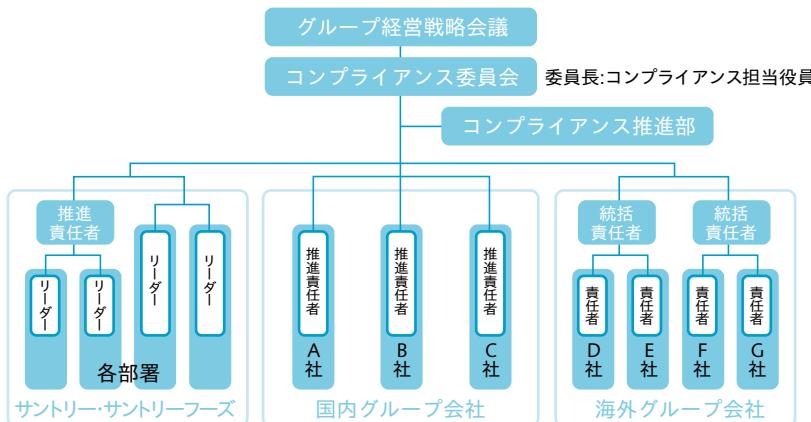
お客様、お得意様、それをとりまく世界全体に対して、

- 1. 誠実であること
- 2. 公平で公正であること
- 3. 透明であること
- 4. 社会的な責任をはたすこと
- 5. 多様な価値観の存在を受け入れること
- 6. 信頼と思いやりをもって接すること

#### III. 企業行動規範

- 1. お客様の喜びと幸せに貢献できるよう、安全で安心な質の高い製品やサービスを提供します。
- 2. 法令を遵守し社会的倫理に則った活動を進めます。
- 3. 公正で透明な事業活動を展開します。
- 4. よき企業市民として積極的に社会貢献活動を行います。
- 5. 地球環境の保全・保護に積極的に取り組みます。
- 6. 安全で働きやすい職場の確保に努めます。
- 7. 会社財産や情報等の適切な保全・管理に努め第三者の権利を尊重します。

### ▶ コンプライアンス推進体制



# コンプライアンス

## 問題の早期発見・解決のためのコンプライアンス・ホットライン

サントリーでは、「行動規範」に抵触する行為があったことを従業員が知った場合、まず上司に報告・相談することを基本としています。しかし、そうした報告・相談が適さない場合にも問題を早期に発見し解決するため、コンプライアンス推進部と社外の法律事務所の2カ所を窓口とする「コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)」を2003年に設置しました。あわせて、通報した従業員が職場での差別など不利益を被ることがないことを就業規則に定めました。

通報案件(2005年24件)に対しては、コンプライアンス推進部がプライバシー保護に配慮しながら調査を実施。是正勧告などの対応を行い、さらに、問題の改善や再発防止策が徹底されていることを確認しています。

## 従業員一人ひとりの意識啓発を定期的に実施

全従業員に対して、コンプライアンスへの意識啓発や諸規定の周知徹底を図るために、「企業倫理綱領」の内容を小冊子にまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を作成。2003年に国内のグループ全従業員に配布し、翌2004年には英語版、2005年には中国語版を作成して海外のグループ会社にも配布しました。

このほか、階層別研修や、コンプライアンス・リーダー研修、インターネット上に設けた「コンプライアンス・ネット」での情報発信などを継続的に実施しています。

2005年は、コンプライアンスに関する基本知識を全22項目に集約した資料に基づき、サントリーのほぼ全部署が職場勉強会を実施しました。そして2006年にはその理解度を測る自己チェックテストを全従業員が実施し、さらなる定着を図っています。



コンプライアンス・リーダー研修

### ●全従業員が

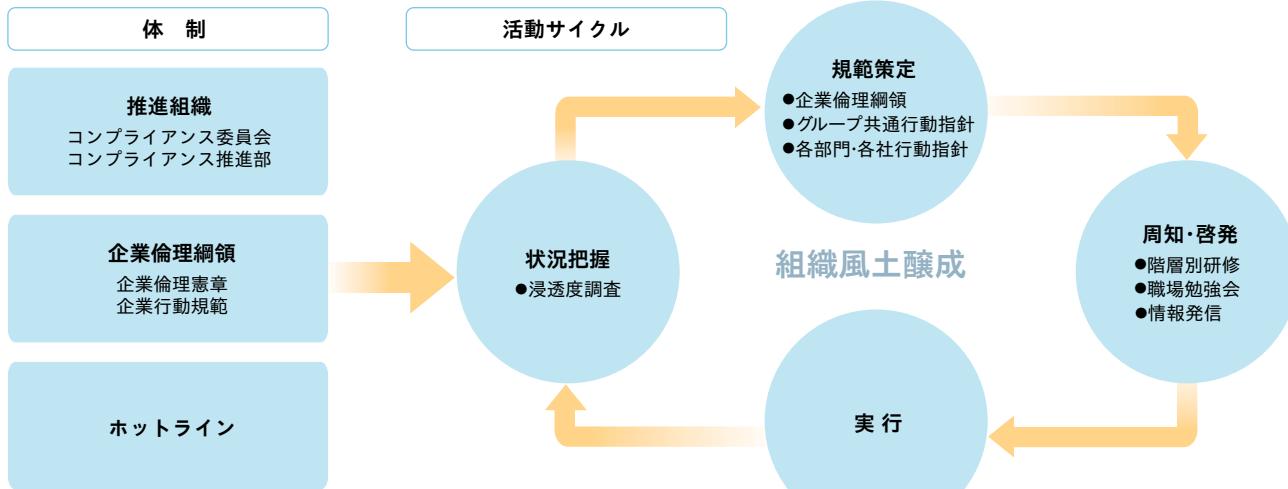
#### 「コンプライアンス誓約書」を提出

2005年には「企業倫理綱領」を実践していく意志を従業員自身が確認するために、国内サントリーグループ全員が「コンプライアンス誓約書」を提出しました。今後も、毎年度の初めにコンプライアンス遵守を誓約していく計画です。



コンプライアンス・ハンドブック

### ▶ コンプライアンス推進の仕組み



## さらなる定着をめざして 浸透度調査を実施

コンプライアンス浸透の状況をグループ全体にわたって把握するため、2004年8月グループ全従業員を対象に「コンプライアンス浸透度調査」を実施。従業員一人ひとりの意識を調査・把握して、その結果を今後の活動方針・施策や各部署での取り組みに反映しています。この調査は隔年で実施していくこととしており、2006年には第2回目を実施しました。

## 日常業務における 「企業倫理綱領」の実践

「企業倫理綱領」に基づき、公正で透明な事業活動などコンプライアンス上の主要課題についても各部門や専門チームによる自主基準の設定・運用などに全社横断的に取り組んでいます。

### ●公正な事業活動を徹底

サントリーは「独占禁止法」をはじめとする各種法令を遵守し、公正な活動を行うことを事業の大前提としています。1992年に「独占禁止法遵守指針」を定めて以来、法改正、環境変化に合わせて改定、運用。さらに「キャンペーンに関する独禁法・景表法上の留意事項」「下請法遵守マニュアル」のインターネットへの掲載や各部門、グループ会社向けの定期的な説明会の実施など「独占禁止法」および関連法令の周知と遵守徹底を図っています。

また、お取引先やお客様に対する日々の活動において公正さを確保すべく、製品開発、販売、マーケティングの企画段階から専門部署が積極的に関わり、法令遵守の観点から関係部署の対応方針や活動を検証しています。

### ●事業活動の透明性を保つために 贈収賄などを禁止

サントリーは「企業行動規範」の中で「公正で透明な事業活動を展開すること」を明記しています。

事業活動においては、政治・行政・関連団体や企業など、相手がいかなる法人・個人・団体であっても過度な接待・贈答を禁止し、法令を遵守した健全で透明な関係を保つことを定めています。

また、この内容を業務上関わる相手との関係や、業務の中でよくある場面にあてはめて具体的にとるべき行動や判断の指針を示した「共通行動指針」を作成し、インターネットに掲載。グループの全役員・従業員に周知徹底を図っています。

## 「公益通報者保護法」への対応

2006年4月、「公益通報者保護法」が施行されました。サントリーでは2003年の「コンプライアンス・ホットライン」の設置と同時に、就業規則で通報者が不利益を被るような取り扱いを禁

止していますが、法施行とともに、新たに「内部通報規定」を制定し、通報対応後に通報者をフォローアップすることを明記するなど、通報者保護のルールを強化しました。

また、コンプライアンス・プログラムの適用対象をグループの従業員だけでなく、派遣社員および請負会社の従業員へと拡大し、サントリーのホットライン窓口を提示。倫理綱領に反する行為や問題発生の恐れがある場合について通報を促しています。さらに、2006年4月以降、一部取引先従業員にも順次適用を進めています。



海外グループ会社でのコンプライアンス説明会

### ▶ コンプライアンス・ホットライン対応フロー

